

様式1

令和8年春季全国火災予防運動関連の主な行事予定

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
1 【住宅用火災警報機の設置促進】						
1 伊達地方消防組合 (024-575-4101)	物品販売店舗等での店内放送を用いた広報	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・伊達市保原町 ・伊達市梁川町 ・伊達郡川俣町 ※実施店舗調整中	・中央消防署 ・中央消防署南分署 ・中央消防署北分署 ※実施店舗調整中	・管内の物品販売店舗へ店内放送による広報を依頼し、来店されている住民の方に火災予防及び住宅用火災警報器設置促進に関する音声広報を実施する。	・住宅用火災警報器の普及啓発を店内放送で実施し、住宅用火災警報器の設置支援事業等の広報をすることにより、設置率向上を図る。 ・ホームセンターでは、住宅用火災警報器に関する相談や購入が直接できるため設置の円滑化にも期待できる。
2 伊達地方消防組合 中央消防署北分署 (024-575-4101)	リーフレットの配布	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・伊達市梁川町	・中央消防署北分署	・管内の住宅に対し、リーフレットの配布を実施する。	・住宅用火災警報器の普及啓発を実施し、設置率向上を図る。
3 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	大型物品販売店舗での住宅用火災警報機の設置推進広報	2月5日(木) 15:30～ 2月27日(金) 15:30～	二本松市	北消防署	市内の大規模店舗等において、チラシ等を配布しながら、住宅用火災警報器の設置推進について広報を実施する。	大型量販店等でのチラシ配布等により多くの住民に住宅用火災警報器の設置及び10年経過後の取替えを促す。
4 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	大型店舗での館内放送による広報	2月上旬～ 3月7日(土)	二本松市	北消防署	管内大型店舗に依頼し、店内放送により火災予防及び住宅用火災警報器の設置を呼びかける。	大型店舗での店内放送により、広く来店者へ広報を実施する。
5 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	防火講話の実施	2月28日(土)他	二本松市	北消防署 管内地域団体等	地域住民に対し住宅用火災警報器のデモ機等を活用し、住警器の設置及び維持管理について説明する。	デモ機を活用することで、記憶に残る講話を実施する。
6 安達地方広域行政組合 南消防署(0243-33-2877)	大型店舗、地元FM局での広報	3月1日(日)～7日(土)	本宮市・大玉村	管内の大型店舗及び地元FM局	管内大型店舗及び地元FM局に依頼し、店内放送・ラジオ放送により、火災予防及び住宅用火災警報器の設置を呼びかける。	大型店舗での店内放送及び地元FM局の放送により、広く来店者並びにリスナーに広報する。
7 安達地方広域行政組合 南消防署(0243-33-2877)	住宅用火災警報器の設置推進	3月3日(火) 14:00～16:30	本宮市・大玉村	南消防署	大型店舗前で来店者に住宅用火災警報器設置推進のチラシを配布する。	大型店舗の来店者に住宅用火災警報器の設置を呼びかけ、設置率の向上を図る。
8 郡山地方広域消防組合 (024-923-1850)	老朽化(廃)消火器回収事業・住宅用火災警報器設置促進活動	3月7日(土) 9:00～12:00	消防署及び各分署、郡山市立中央公民館、郡山市富久山行政センター、郡山市立大槻東地域公民館、郡山市立富田公民館	郡山地方広域消防組合 郡山地方消防防災協会	消火器による破裂事故防止を目的に、一般家庭に設置された老朽化(廃)消火器の回収を行うほか、併せて住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理を促す。	郡山地方消防防災協会加盟事業所の協力を得て回収を行う。
9 郡山地方広域消防組合 (024-923-1851)	KONANファイヤーアカデミー	3月1日(日)～7日(土)	湖南小中学校 湖南高校	湖南分署 郡山市立湖南小中学校 福島県立湖南高等学校	防火チラシデータを活用した防火教室を行い、火災抑止と併せて住宅用火災警報器の設置促進を図る。	小中高校生を対象とした防火教室を行うことにより少年期における防火思想の向上を図るとともに、子供を通じて親に対しての住宅用火災警報器の設置を促すことが期待できる。
10 郡山地方広域消防組合 (024-923-1852)	防火講話	期間中	管内全域	郡山地方広域消防組合	避難訓練等において地域住民に対して住宅用火災警報器の設置促進を含む防火講話を行い、防火意識の高揚を図る。	防火講話にて住宅用火災警報器の奏功事例等を説明するとともに、未設置の住宅に対しては早期の設置を訴えることができる。
11 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	避難行動要支援者世帯の防火訪問及び住宅用火災警報器の取付支援	3月1日(日)～3月7日(土) (随時実施)	避難行動要支援者世帯(須賀川市内)	須賀川市役所 須賀川消防署	避難行動要支援者世帯を訪問し、住宅防火及び住宅用火災警報器の設置について指導を行う。	災害弱者と呼ばれる避難行動要支援者世帯を訪問し、防火意識の高揚及び出火防止の啓発を行う。
12 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	住宅用火災警報器設置促進PR動画	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川消防署	須賀川消防署	住宅用火災警報器設置促進についてのPR動画をSNSにアップロードする。	地域住民へ火災予防運動をSNSを活用し周知するとともに、建物火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
13 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	鏡石町内戸別訪問調査	3月1日(日)～3月7日(土)	鏡石町	須賀川消防署鏡石分署	町民へ住宅用火災警報器の重要性を広く認識していただくことで、設置促進を行う。	町民に直接住宅用火災警報器の説明ができる。
14 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	横断幕及び桃太郎旗(住警器用)の掲示	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川消防署長沼分署	須賀川消防署長沼分署	長沼分署敷地内に横断幕及び桃太郎旗を掲示する。	地域住民へ火災予防運動を周知するとともに、火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
15 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	横断幕、桃太郎旗、立看板の掲示	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川消防署長沼分署湯本分遣所	須賀川消防署長沼分署湯本分遣所	掲示物を使用し、地域住民に対して火災予防啓発及び防火意識の向上を図る。	地区住民や通行人が、目につきやすい位置に掲示することで、火災予防に対する意識向上を図る。
16 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	懸垂幕・桃太郎旗の掲示	3月1日(日)～3月7日(土)	石川消防署敷地内	石川消防署	庁舎敷地内に懸垂幕・桃太郎旗を掲示し、付近住民へ住宅用火災警報器の設置促進及び火災予防を呼びかける。	付近住民に対し防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を促進する。
17 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防車両による防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	玉川村内	石川消防署玉川分署	消防車両により村内巡回を行い、住宅用火災警報器設置普及促進の広報を実施する。	村内全域の巡回により地区ごとに適した広報内容を行い、有効な事業とする。
18 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	桃太郎旗掲示による普及啓発	3月1日(日)～3月7日(土)	石川消防署平田分署	石川消防署平田分署	住宅用火災警報器用桃太郎旗の掲示。	村内の未設置及び一部設置世帯に対し、完全設置を促す。
19 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	住宅用火災警報器設置向上に伴う防災行政無線広報	3月1日(日)～3月7日(土)	平田村内	平田村消防団 女性消防クラブ 石川消防署平田分署	住宅用火災警報器設置向上に向けた防災行政無線広報	村内の未設置及び一部設置世帯に対し、完全設置を促す。設置から10年経過での本体取替えの推奨。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
20 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防職員並びに消防団員による街頭PR	3月1日(日) 10:30~11:30	ダイユーエイト浅川店	浅川町消防団 石川消防署浅川分署	チラシや啓発用品等を配布しながら住宅用火災警報器の設置推進広報を実施する。	住宅用火災警報器設置維持管理及び設置推進チラシを配布することにより、効果的な広報を行うことができる。
21 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	高齢者サークルでの防火講話	期間中で調整中 (3月5日、6日予定)	古殿町	古殿町健康管理センター 古殿町社会福祉協議会	防火講話を行い、住宅防火や住宅用火災警報器設置促進(購入代行、取付支援サービスの案内を含む)及び適正維持管理を訴える。	参加する後期高齢者へ、正しい住宅防火や住宅用火災警報器の設置維持管理の知識を伝えることができる。
22 喜多方消防本部 (0241-22-6213)	住宅用火災警報器設置調査・広報	3月4日(水)、7日(土) 各日9:00~12:00	喜多方市山都町、高郷町	山都分署	住宅用火災警報器の設置状況の調査、及び点検と交換について広報を行う。	住警器設置率の比較的低い地域をピックアップし、設置率の低い地域を重点的に個別訪問し、早期設置を促す。また、設置から10年以上経過している世帯には交換を促す。
23 喜多方消防本部 (0241-22-6213)	大型物品販売店舗での住宅用火災警報器設置推進広報	3月7日(土) 9:00~12:00	道の駅にしあいづ 交流物産館よりっせ	西会津町立西会津小学校(少年消防クラブ) 西会津消防署	大型物品販売店舗店頭においてチラシやポケットティッシュ等を配布しながら住宅用火災警報器の設置推進広報を実施する。	西会津町立小学校とタイアップし、少年消防クラブ員が出向し、啓発のティッシュやチラシを配布する。
24 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 (0241-63-3117)	住宅用火災報知器設置及び適正な維持管理の推進	火災予防運動期間中	管内全域	消防本部・署 各消防団・婦人消防隊 各町村	消防本部作成のチラシを全戸に配布するとともに各町村の広報誌による設置促進と適正な維持管理の方法等を周知する。	住宅防火を訴えるチラシを全戸に配布し、住警器の未設置住宅の設置推進と取替え等の適正な維持管理を住民に訴える。
25 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 (0241-63-3117)	住宅用火災報知器の設置及び適正な維持管理の推進広報(大型店舗前)	火災予防運動期間中	南会津町田島地域	消防本部・署	多数の集客が予想される大型店舗前において住宅用火災警報器の設置促進に係る広報を行う。	住民の買い物に併せて住宅用火災警報器の普及啓発を行うことができる。
26 相馬地方広域消防本部相馬消防署	住警器設置率アンケート調査	事前	相馬市内	相馬市女性消防隊 相馬消防署	相馬市女性消防隊と合同で防火訪問を実施、住警器設置率アンケート調査を実施。	住宅用火災警報器PR、防火意識の啓蒙を図る。
27 相馬地方広域消防本部南相馬消防署	南相馬市防災メール配信	3月1日 9:00 ※1回のみ配信	南相馬市	南相馬市危機管理課 南相馬消防署	防災意識の啓発・高揚を図る。	南相馬市防災メールに登録している住民全員に配信する。春季に発生しやすい火災の特徴や住民が簡単に取り組める火災予防について紹介する。また、住警器の設置及び点検を呼びかける。
28 相馬地方広域消防本部南相馬消防署小高分署	期間中のぼり旗設置	3月1日(日)~3月7日(土) 終日設置	南相馬市小高区内 小高分署敷地内	防火安全協会小高支部 南相馬消防署小高分署	防火安全協会小高支部で購入したのぼり旗を小高分署敷地内に設置し住宅用火災警報器のPRを行う。	「火の用心」、「住宅用火災警報器を設置しよう」の2種類を掲示する。 住警器設置率向上及び火災予防の意識を小高区の住民に促す。
29 相馬地方広域消防本部南相馬消防署小高分署	期間中防災無線でのPR	3月1日(日)~3月7日(土)	南相馬市小高区内	南相馬市女性消防隊 小高区隊	期間中、住警器の点検について防災無線を放送し地域住民にPRをおこなう。	女性消防隊小高区隊隊員の防災無線録音吹き込みにて実施する。 自宅に設置されている住警器の点検についてPR活動を行うことで、小高区の住民に対して住警器の作動状況等を確認するよう促す。
30 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	高齢者世帯への住宅用火災警報器取付支援	3月1日(日)~3月31日(火)	各町村	各町村社会福祉協議会 各消防署	各町村及び社会福祉協議会からの情報提供のもと、高齢者世帯を訪問し、住警器の設置促進・設置世帯への点検呼びかけ、未設置世帯への取付支援を行う。	高齢者世帯に訪問し、防火指導と住宅用火災警報器の重要性について説明する。また、双葉地方防火3団体から提供を受けた住宅用火災警報器を未設置の世帯に無償取付支援を行い、設置向上に繋げる。
31 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	防災無線及びのぼり旗による住宅用火災警報器設置促進広報	3月1日(日)~3月31日(火)	広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 川内村	各町村	各町村の防災無線にて広報及び町道等のにぼり旗を設置し広報する。	防災無線では、日中帯と夜間帯で広報を依頼し幅広く広報する。
2 【高齢者の死者発生防止対策の推進】						
1 伊達地方消防組合 中央消防署西分署 (024-582-3190)	高齢者を対象とした防火講話の実施	3月5日(木) 9:45~10:30		・伊達郡国見町(森江野町民センター) ・中央消防署西分署 ・JAふくしま未来よりそい森江野店 ・年金友の会	・年金友の会会員約50人を対象に住警器の設置、維持管理の内容を含めた防火講話を実施し、設置推進及び適切な維持管理を促す。	・高齢者により構成された年金友の会会員に対し、住警器の設置、維持管理の重要性の説明を行うとともに、チラシ等の配布を行う。
2 伊達地方消防組合 中央消防署西分署 (024-582-3190)	女性防火クラブを対象とした防火講話の実施	3月7日(土) 10:30~11:30		・伊達郡桑折町(桑折公民館) ・中央消防署西分署 ・桑折町女性防火クラブ	・桑折町女性防火クラブ約20人を対象に住警器の設置、維持管理の内容を含めた防火講話を実施し、設置推進及び適切な維持管理を促す。	・女性防火クラブ会員に対し、住警器の設置、維持管理の重要性の説明を行うとともに、チラシ等の配布を行う。地域住民への理解が深い女性防火クラブへ説明を行うことにより、未設置世帯への働きかけ等が期待できる。
3 伊達地方消防組合 (024-575-4101)	高齢者に対する火災予防の広報巡回	3月1日(日)~ 3月7日(土)		・伊達市 ・伊達郡桑折町 ・伊達郡国見町 ・伊達郡川俣町 ・中央消防署 ・中央消防署東分署 ・中央消防署西分署 ・中央消防署南分署 ・中央消防署北分署	・期間中、消防車両にて広報巡回、高齢者に対する火災予防広報を実施する。	・消防車両の活用による冬季間における暖房機等の火災予防思想の啓発と意識の高揚を図る。
4 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	一人暮らし高齢者世帯防火診断	3月1日(日)~ 3月7日(土) 女性防火クラブ合同は2月17日(火)他	二本松市	北消防署 二本松市女性防火クラブ	市内の高齢者世帯に消防署員が戸別訪問し、チラシ等を配りながら防火指導及び火気管理状況を確認し、予防対策を推進する。	1人暮らし高齢者世帯に訪問し防火指導を実施することにより、高齢者世帯からの住宅火災の防止を図る。地区の女性防火クラブ員と合同で実施することにより、地域の連携強化が図られる。
5 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	防火講話の実施	2月28日(土)他	二本松市	北消防署 管内地域団体等	住警器の設置及び維持管理や、高齢者向けの住宅防火の講話を行う。	デモ機を活用することで、記憶に残る講話を実施する。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴	
6 安達地方広域行政組合 南消防署(0243-33-2877)	一人暮らし高齢者家庭防火診断	3月7日(土)、8日(日)、14日(土)、15日(日)、21日(土)	本宮市・大玉村	南消防署 まゆみ防災リーダーズ 大玉村女性消防協力隊	高齢者世帯に消防署員が戸別訪問し、チラシ等を配りながら防火指導及び火気管理状況を確認し、予防対策を推進する。	一人暮らし高齢者家庭の住宅防火診断を実施して防火指導を行い、高齢者を火災等の災害から守る。	
7 郡山地方広域消防組合 (024-923-1850)	高齢者の死者発生防止対策の推進 (防火講話)	火災予防運動期間中	各会合開催地	郡山消防署 郡山市社会福祉協議会	高齢者の会合等に出向し、春季火災予防運動の周知、住宅用火災警報器の設置促進の周知及び林野火災警報・注意報の周知を行う。	直接高齢者世代に向け、火災予防及び防災意識の高揚を呼びかけることができる。	
8 郡山地方広域消防組合 (024-923-1851)	防火講話	2/24(火)	館集会所(郡山市湖南町館地内)	館行政区 郡山市西保健センター 湖南分署	湖南町館地区の高齢者を対象とした「若返りサロン」において、高齢者の焼死者抑止を目的とした防火講話を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進を図る。	保健センターと連携した初めての事業であり、高齢化が顕著である管内情勢を踏まえ、ターゲットを高齢者に絞って講話を行い、焼死者抑止と住宅用火災警報器の設置促進を効果的に行うことができる。	
9 郡山地方広域消防組合 (024-923-1852)	防火講話(高齢者のための安心・安全住宅防火研修)	2月26日(木) 13:30～ 2月27日(金) 14:00～ 各20分	田村市役所3階会議室 常葉行政局会議室	田村消防署 田村市社会福祉協議会 田村市地域ケア推進協議会	高齢者が集まる会合等に出向し、春季火災予防運動の周知、住宅用火災警報器の設置促進の周知及び林野火災注意・警報の周知を行う。	火災予防の知識及び防火意識の高揚を高齢者に直接訴えることができる。	
10 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	避難行動要支援者世帯防火訪問	3月1日(日)～3月7日(土)	避難行動要支援者世帯(須賀川市内)	須賀川消防署	避難行動要支援者世帯を訪問し、住宅防火及び住宅用火災警報器の設置について指導を行う。	災害弱者と呼ばれる避難行動要支援者世帯を訪問し、防火意識の高揚及び出火防止の啓発を行う。	
11 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	高齢者世帯防火訪問	3月2日(月)8:50～	鏡石町	鏡石町内高齢者 鏡石町包括支援センター 須賀川消防署鏡石分署	住宅火災の発生防止と被害の軽減、また、火災による高齢者被害の低減を図る。	高齢者宅に火災の発生危険及び避難経路等の確認と住宅用火災警報器の点検を行う。	
12 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	避難行動要支援者防火訪問	火災予防運動期間内	天栄村内(湯本地区を除く)	須賀川消防署長沼分署	避難行動要支援者世帯を訪問し、住宅防火及び住宅用火災警報器の設置について指導を行う。	災害弱者と呼ばれる避難行動要支援者世帯の方々に防火意識の高揚及び出火防止の啓発を行う。	
13 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	一人暮らし老人世帯防火訪問	3月4日(水) 9:00～12:00	石川町内	石川町地域包括支援センター 石川消防署	石川町地域包括支援センターと連携し一人暮らし老人世帯防火訪問を実施、防火指導を実施する。	一人暮らし老人世帯の防火訪問を実施し、住宅防火対策や逃げ遅れ防火対策を指導する。	
14 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	高齢者世帯防火訪問	調整中	浅川町	浅川町社会福祉協議会 石川消防署浅川分署	高齢者世帯を訪問し、火気使用時の注意点等を説明、さらに、現状の火災発生危険を指摘することで火災発生を未然に防ぐ。	各世帯に合わせた指摘ができるため、理解が得られやすい。	
15 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	へき地医療バスを活用した防火PR	3月1日(日)～3月7日(土)	古殿町	古殿町役場 古殿町社会福祉協議会 分署	石川消防署古殿分署	高齢者が利用するへき地医療バス内にポスターを掲示する。	古殿町及び古殿町社会福祉協議会で運用するへき地医療バスに、火災予防啓発ポスターを掲示し、高齢者の死者発生防止対策の推進を図る。
16 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	65歳以上高齢者世帯防火訪問	3月1日(日)～3月7日(土) 火災予防運動期間中2回	古殿町	古殿町役場 古殿町社会福祉協議会 分署	石川消防署古殿分署	町内の65歳以上の高齢者世帯を対象に防火訪問を実施する。	古殿町と連携して防火訪問を実施し、予防啓発及び住宅用火災警報器設置促進を図る。また、申し出のあった世帯に対して住宅用火災警報器取付サービスを行う。
17 喜多方消防本部 0241-22-6213	一般家庭防火診断	3月1日(日) 9:00～12:00	西会津町奥川地区	西会津町消防団第5分団 西会津消防署	消防署員と消防団員が各世帯へ戸別訪問を行い、防火防災指導及び住警器の早期設置と維持管理におけるPR活動を行う。	地域住民と関係が深い地元消防団の協力を得ることで、住民側も安心感をもって戸別訪問を受け入れることができ、よりきめ細やかな防火防災指導も可能となる。	
18 会津若松消防本部小松出張所	高齢者世帯防火点検	3月6日(金)	会津若松市北会津町	小松出張所 社会福祉協議会	関係機関と合同で高齢者世帯の防火点検、住宅用火災警報器の維持管理について指導する。	関係機関と合同で総合的な観点から、高齢者世帯の住宅防火点検を実施し火災予防を図る。	
19 会津若松消防本部猪苗代消防署警梯出張所	春季火防検査	3月1日(日) 8:30～11:00	警梯町	猪苗代消防署警梯出張所 警梯町消防団	関係機関合同による火防検査を実施し、火災予防の啓発を図る。	関係機関合同で高齢者住宅を含む一般住宅を訪問し、住宅防火対策の指導をすることで防火意識の高揚を図る。	
20 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 0241-63-3117	高齢者宅防火訪問	火災予防運動期間中	伊南管内 只見管内 下郷管内 館岩管内 檜枝岐管内	消防署各出張所、分遣所 社会福祉協議会 会津地区電気工事安全協会 民生委員、各町村	民生委員、会津地区電気工事安全協会田島支部の協力を得て高齢者宅を訪問し、火気の適正使用の啓発及び漏電検査等を実施し、並びに住警器の維持管理について指導を行う。	高齢者宅を訪問し、火気の適正使用の啓発及び漏電検査等を実施し、並びに住警器の維持管理について指導を行い高齢者宅の出火防止を指導する。 高齢者宅のうち住警器未設置の世帯には配布取付を行う。	
21 相馬地方広域消防本部南相馬消防署鹿島分署	高齢者世帯合同防火訪問	実施日調整中 9:00～11:00	区内高齢者世帯	鹿島民生委員児童委員協議会 南相馬市社会福祉協議会 サービスセンター 相馬地方防火安全協会鹿島 支部(協賛)	防火安全協会鹿島支部の協賛のもと、区内の高齢者世帯に対し、民生員、社協、鹿島分署が連携し住宅用火災警報器の取付けを支援し、併せて防火診断を実施する。	住宅火災において死者数の過半数を高齢者が占めていることから、関係機関と密接に連携し、住警器設置率の低い高齢者世帯に対し住警器の取付けを支援し火災による死傷者を防ぎ、併せて住宅に潜む火災危険性を指摘し住宅からの出火防止に努める。	
22 相馬地方広域消防本部南相馬消防署飯館分署	高齢者世帯防火訪問	日程調整中	飯館村内の高齢者世帯	東北電力ネットワーク株式会社 飯館村女性消防隊 飯館村社会福祉協議会 南相馬消防署飯館分署	各関係機関と高齢者のいる世帯へ合同防火訪問を実施、防火診断表による防火チェックを行う。また、東北電力では訪問宅の漏電検査も実施する。	高齢者世帯における住宅火災を未然に防ぐため、火気使用の際の危険性について説明することで防火意識の向上に繋がる。また、相馬地方防火安全協会飯館支部から提供された住宅用火災警報器を未設置世帯に取り付けることで焼死者火災予防に貢献できる。	
23 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	高齢者世帯への火災予防広報	3月1日(日)～3月31日(火)	各町村	各町村社会福祉協議会 各消防署	防火リーフレットの配布。	高齢者世帯へ防火訪問し、最近増えている住宅火災の注意点を説明し出火防止を進める。	
3 【乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進】							
1 伊達地方消防組合 (024-575-4101)	山火事火災予防	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・伊達市 ・伊達郡桑折町 ・伊達郡国見町 ・伊達郡川俣町	・中央消防署 ・中央消防署東分署 ・中央消防署西分署 ・中央消防署南分署 ・中央消防署北分署	・日中及び夜間、車両積載拡声器による火災予防広報を実施する。	・乾燥により林野火災等の発生が予想されることから、消防車両を活用した広報を実施することで農家の方や一般住民へ火災予防思想の啓発と意識の高揚を図る。	

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
2 伊達地方消防組合 (024-575-4101)	林野火災警報・注意報に関する制度内容の周知	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・伊達市 ・伊達郡桑折町 ・伊達郡国見町 ・伊達郡川俣町	・中央消防署 ・中央消防署西分署 ・管内の物品販売店舗	・管内の物品販売店舗において林野火災警報・注意報に関する制度周知活動を実施する。	・新たに運用が始まる林野火災警報・注意報について、制度内容や警報等発令時における制限内容について周知することにより、警報発令時の防火行動の定着を図る。
3 伊達地方消防組合 中央消防署西分署 (024-582-3190)	物品販売店舗における店内放送の実施	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・ヨークベニマル伊達店 ・みらい百貨館んめ～べ ・プイチェーン桑折店 ・いちい桑折店 ・コープ国見店 ・道の駅国見あつかしの郷	・ヨークベニマル伊達店 ・みらい百貨館んめ～べ ・プイチェーン桑折店 ・いちい桑折店 ・コープ国見店 ・道の駅国見あつかしの郷	・不特定多数の地域住民が入り出りする物品販売店舗内で林野火災注意報等に関する広報文を放送し、林野火災発生防止を図る。	・人の出入りが多い時間帯に店内放送を行うことで地域住民に広く火災予防広報を行い、防火意識の高揚が期待できる。
4 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574) 南消防署(0243-33-2879)	車両による防火広報	注意報・警報発令時及び 3月1日(日)～ 3月7日(土)	二本松市 本宮市 大玉村	北消防署 南消防署	消防車両により防火広報を実施し、林野火災注意報・警報発令時においても住民への速やかな周知を図り警戒を強化する。	消防車両により管内を広報し、広く地域住民に火災予防を呼びかける。
5 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	大型物品販売店舗での野焼きに対する注意警戒広報	2月6日(木) 15:30～ 2月27日(金) 15:30～	二本松市	北消防署	市内の大規模店舗等において、チラシの配布及びポスター等を活用し、乾燥時期の野焼きからの出火の危険性について広報する。	視覚に訴え、より多くの住民に野焼きの危険性を理解してもらう。
6 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	大型店舗での館内放送による広報	2月上旬～ 3月7日(土)	二本松市	北消防署	管内大型店舗に依頼し、店内放送により林野火災注意報・警報についての周知広報をする。	大型店舗での店内放送により、広く来店者へ広報を実施する。
7 郡山地方広域消防組合 (024-923-1852)	広報警戒	3月～5月	管内全域	郡山地方広域消防組合	たき火等の不始末に起因する火災を防止するため、管内を巡回し現地指導及び注意喚起を行う。	消防署や分署だけでなく、火災発生時には消防本部職員を動員して実施する。
8 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防車両による防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川市内	須賀川消防署	車両による巡回広報及び警戒を実施。	林野火災注意報及び警報発令時における出火防止の徹底を図る。
9 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	PR動画(火災予防運動・林野火災予防)	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川消防署	須賀川消防署	火災予防運動・林野火災予防についてのPR動画をSNSにアップロードする。	SNSを活用し地域住民へ林野火災予防の啓発を行う。
10 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	中学生による防災行政無線の広報	3月1日(日)～3月7日(土) 各日18:55～	鏡石町	鏡石町立鏡石中学校 須賀川消防署鏡石分署	防災行政無線で中学生の声による防火広報を行う。	中学生が録音した広報を放送することで、町民の関心を惹くことができる。
11 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防車両による防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	鏡石町	須賀川消防署鏡石分署	消防車両で町内を巡回し、火災予防広報を行う。	野焼き等からの出火防止を主眼とし、ICレコーダーに録音した広報を放送することで、町民の関心を惹くことができる。
12 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防車両による防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川市内及び天茶村内(長沼分署管内)	須賀川消防署長沼分署	タンク車及び広報車による防火広報を実施する。	地域住民へ火災予防運動を周知するとともに、火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
13 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防車両による防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	石川町内	石川消防署	消防車両による巡回広報及び防災行政無線による広報を実施。	火災多発期における予防啓発の他、林野火災警報及び注意報に関する広報を行い、住民に対し防火意識の高揚を図る。
14 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防車両による防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	玉川村内	石川消防署玉川分署	消防車両により村内巡回を行い、気象状況による火災拡大の防止に係る広報を実施する。	村内全域の巡回により地区ごとに適した広報内容を行い、有効な事業とする。
15 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	防災行政無線での防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	石川消防署平田分署	平田村消防団 女性消防クラブ 石川消防署平田分署	防災行政無線による防火広報を実施。	村民の防火対策、林野火災予防に対する意識の高揚及び理解を図る。
16 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	中学生による防災行政無線の広報	3月1日(日)～3月7日(土) 各日18時50分	浅川町	浅川町立浅川中学校 石川消防署浅川分署	防災行政無線で中学生の声による防火広報を行う。	中学生が録音した広報を放送することで、町民の関心を惹くことができ防火意識の高揚が図れやすい。
17 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	高齢者サークルでの防火講話	期間中で調整中 (3月5日、6日予定)	古殿町	古殿町健康管理センター 古殿町社会福祉協議会	防火講話を行い、今年度から運用開始した林野火災警報(注意報)を解説し、屋外での火災予防を訴える。	たき火からの火災事案で、行為者となり得る後期高齢者へ丁寧に伝達することで、同様の火災防止に繋げることができる。
18 南会津地方広域市町村圏組 合消防本部 (0241-63-3117)	火災予防広報	火災予防運動期間中	管内全域	消防本部・署 各町村	消防車両による火災予防広報と行政無線による広報を実施。	乾燥時及び強風時の火の取扱いについて広報し、火災予防を徹底する。
19 相馬地方広域消防本部南相 馬消防署	警鐘広報	3月1日～3月7日	原町区内	南相馬消防署	夜間警鐘広報を実施する。	地域住民が自宅にいる時間帯で警鐘広報を実施し、市民の火災予防意識の向上に繋げる。
20 相馬地方広域消防本部南相 馬消防署小高分署	防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	南相馬市小高区内	南相馬消防署小高分署	小高分署職員が防火広報を実施し地域住民に火災予防を呼び掛ける。	小高区内全域にて広報を行い火災予防を呼び掛ける。
21 相馬地方広域消防本部相馬 消防署新地分署	新地町女性防火クラブ合同防火広報	期間内	新地町内	新地町女性防火クラブ 新地分署	火災期に伴う乾燥時の防火広報を実施する。	火災予防のPRを図る。
22 相馬地方広域消防本部南相 馬消防署飯館分署	火災予防広報	3月1日(日)～3月7日(土) 期間中随時	飯館村内	飯館村消防団 南相馬消防署飯館分署	日中・夜間に警鐘広報を行い、地域住民へ火災予防啓発の広報を実施する。	警鐘広報を行うことで火気の取扱いについて広く周知を行うことができ、村内の火災予防へ繋がる。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
23 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	林野火災防止標識設置	3月1日(日)～5月上旬	浪江町、葛尾村	浪江消防署、葛尾出張所	管内の林野入りに林野火災防止標識を設置する。	林野火災防止看板を設置することにより、入山者に防火意識を喚起させ、火災予防につなげる。
24 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	山火事用心防火看板設置	3月1日(日)～5月上旬	浪江町	浪江消防署、葛尾出張所	浪江町役場津島支所の国道114号沿いに山火事用心の防火看板を設置する。	防火看板を設置することで、浪江町民や浪江町役場津島支所の利用者、通行車などに広く火災予防を呼びかけ防火意識の高揚を図る。
25 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	防災無線による火災予防広報	3月1日(日)～3月31日(火)	広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 川内村	各町村	各町村役場の防災無線にて広報する。	火災多発期に乾燥による出火の危険性を防災無線で広報することにより、防火意識を高める。
4 【消防法施行令別表第一(6)項ロ(下宿等)の防火対策に係る注意喚起等について】						
1 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	感震ブレーカーの設置促進	3月2日(月)～ 3月6日(金)	二本松市	北消防署	リーフレットを活用し共同住宅等への感震ブレーカー設置について、民間不動産会社に設置推進の広報をする。 ※市営住宅については、二本松市の防災基本計画の追加策定がまだであるため、今回は実施しない。	不動産会社へ周知することで多くの共同住宅の管理者へアプローチできる。
2 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	チラシ及びポスター配布	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川消防署長沼分署湯本分遣所管内	須賀川消防署長沼分署湯本分遣所	管内対象物を訪問し、チラシ及びポスターを配布する。	チラシ及びポスターを配布し防火意識の高揚を図る。
3 南会津地方広域市町村圏組合 消防本部 (0241-63-3117)	(5)項ロ関係予防査察及び注意喚起	火災予防運動期間中	只見管内	只見出張所	管内防火対象物の予防査察実施。注意喚起を目的に各世帯へリーフレット等の配布。	立ち入りの際に防火対策に係る注意喚起を行う。
4 相馬地方広域消防本部南相馬消防署	立入検査	3月2日 9:00～11:00	はらまちゆっさ ビジネスホテル高見 ホテル西山	各事業所 南相馬消防署	令和7年12月に東京都内で発生した個室サウナ店の死亡事故を受け、立入検査を実施する。	立入検査で各事業所の維持管理状況を把握し事故を未然に防ぐだけでなく、防災意識及び事故防止に対する意識の高揚を図る。
5 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	防火ポスター・リーフレット配布	3月中	広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 川内村	各不動産会社・事業者	不動産会社及び事業者に対し防火に関するリーフレット及び防火ポスターの配布。	火災多発期にリーフレット・防火ポスターの配布及び掲示により防火意識を高める。
5 【街頭広報(パレード等)】						
1 伊達地方消防組合 中央消防署 (024-575-4101)	街頭啓発	3月1日(日)～ 3月7日(土) 9:00～11:00	・伊達市保原町 ※実施店舗調整中	・中央消防署 ・管内の物品販売店舗 ※実施店舗調整中	・街頭啓発での住警器設置促進及び適切な維持管理についての働きかけを実施。火災予防広報及び住宅防火対策の推進。 ・物品販売店舗店頭においてチラシ等を配りながら山火事予防広報、林野火災注意報・警報の運用について広報を実施する。	・消防本部配布の住宅用火災警報器設置推進チラシのほかに住宅防火を訴えるオリジナルチラシを併せて配布することにより、未だ未設置の住宅に対し、早期設置を訴える。 ・林野火災への注意喚起、林野火災注意報・警報の運用を広く住民に周知する。
2 伊達地方消防組合 中央消防署東分署 (024-586-1254)	街頭啓発	3月8日(日) 10:00～12:00	・伊達市月舘町(おてのりきでみーな)	・中央消防署東分署 ・おてのりきでみーな	・街頭啓発での住警器設置促進及び適切な維持管理についての働きかけを実施。火災予防広報及び住宅防火対策の推進。 ・物品販売店舗店頭においてチラシ等を配りながら山火事予防広報、林野火災注意報・警報の運用について広報を実施する。	・消防本部配布の住宅用火災警報器設置推進チラシのほかに住宅防火を訴えるオリジナルチラシを併せて配布することにより、未だ未設置の住宅に対し、早期設置を訴える。 ・林野火災への注意喚起、林野火災注意報・警報の運用を広く住民に周知する。
3 伊達地方消防組合 中央消防署南分署 (024-566-2145)	街頭啓発	3月1日(日)～ 3月7日(土) 9:00～11:00	・伊達郡川俣町 ※実施店舗調整中	・中央消防署南分署 ※実施店舗調整中	・物品販売店舗店頭においてチラシ等を配りながら住宅用火災警報器の設置促進及び火災予防の啓発運動を実施する。 ・物品販売店舗店頭においてチラシ等を配りながら山火事予防広報、林野火災注意報・警報の運用について広報を実施する。	・住宅用火災警報器についてのチラシを配布し、未設置の住宅に対して早期設置を訴える。 ・消防職員による住宅用火災警報器設置支援事業を広め、設置率の向上を図る。 ・リチウムイオン電池による火災が全国的に多発しているため、チラシ配布により火災予防意識啓蒙を図る。 ・林野火災への注意喚起、林野火災注意報・警報の運用を広く住民に周知する。
4 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574) 南消防署(0243-33-2879)	消防車両による防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	二本松市 本宮市 大玉村	北消防署 南消防署	消防車両にて計画に基づき防火広報実施する。	消防車両により管内を広報し、広く地域住民に火災予防を呼びかける。
5 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574) 南消防署(0243-33-2879)	消防車両による防火パレード	3月1日(日)	二本松市(東和地区) 本宮市	二本松市消防団 北消防署 南消防署 本宮市消防団	消防車両による防火パレードを実施	地域住民に広く火災予防を周知する。
6 安達地方広域行政組合 南消防署(0243-33-2877)	大型ディスプレイによる広報	3月1日(日)～7日(土)	本宮市地域交流センター	南消防署	本宮市地域交流センターに設置されている大型ディスプレイにより火災予防の広報を実施する。	本宮駅及び周辺の店舗等の利用者や付近住民へ火災予防運動を周知し、防火啓蒙を図る。
7 郡山地方広域消防組合 (024-923-1852)	消防団合同パレード	管轄署ごとの計画による	管内全域	郡山地方広域消防組合 構成市町消防団	消防団等と合同で防火パレードを実施し、地域住民の防火意識を高める。	地元消防団と合同で実施することにより、住民への訴求力が高まる。
8 郡山地方広域消防組合 (024-923-1853)	イオンタウン郡山街頭活動	3月2日(日) 9:30～12:00	イオンタウン郡山	郡山消防署	消防車両の展示、消火器火消し体験、起震車地震体験、煙体験、その他火災予防、住宅用火災警報器設置促進の広報活動等を実施予定。	大型商業施設での街頭活動を実施し、来場者する管内住民へ広く火災予防を訴えることができる。
9 郡山地方広域消防組合 (024-923-1854)	ダイナム郡山店 防災イベント	3月1日(日) 10:00～12:00	ダイナム郡山店	喜久田基幹分署	水消火器体験及び消防車両展示を実施する。	防災体験型イベントにより地域住民の防災意識向上を図る。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
10 郡山地方広域消防組合 (024-923-1855)	ケーズデンキ船引店街頭活動	3月1日(日) 10:00~12:00	ケーズデンキ船引店(予定)	田村消防署	消防車両の展示、住宅用火災警報器展示コーナーの設置、孫の手作戦のPR、火災実験(電気火災)、実施予定。	住宅用火災警報器の重要性を伝え、設置促進及び適切な維持管理を呼びかける。また、自身では設置が困難な方を対象に「孫の手作戦」を周知し、その場で受け付けを行う。火災実験(電気火災)から出火の原理を周知することで電気火災の予防啓発ができる。
11 郡山地方広域消防組合 (024-923-1856)	住宅用火災警報器取付け支援相談 窓口の設置	調整中	ツルハドラッグ 田村大越町店	大越分遣所	住宅用火災警報器の設置率調査及び取り付け支援活動の広報活動を実施する。	住宅用火災警報器の設置促進と適正な維持管理を促進できる。
12 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	街頭広報	2月28日(土) 10:00~	イオンスーパーセンター鏡石店	鏡石町役場 鏡石町消防団 須賀川消防署鏡石分署	イオンスーパーセンター敷地内において、消防署、消防団、女性消防隊が合同となり、地域住民へ住宅火災出火防止の意識高揚を図るため、火災予防及び住宅用火災警報器の設置促進PRを実施する。	店舗チラシ、SNS(公式LINE)等の利用により、幅広い世代への告知となり、来店者へ広報する。
13 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	街頭広報	2月22日(日) 9:00~11:00	ながぬまショッピングパーク アスク	須賀川消防署長沼分署	火災予防啓発チラシ等を配布し、防火及び住宅用火災警報器のPR及び水消火器による消火体験行う。	地域住民へ火災予防運動を周知するとともに、火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
14 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	街頭広報	3月1日(火)~3月7日(土)	須賀川消防署長沼分署湯本分 遣所管内	須賀川消防署長沼分署湯本分遣所	消防車両で管内を巡回し防火広報を実施する。	地域住民へ火災予防運動を周知するとともに、火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
15 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	街頭広報	2月28日(土) 10:00~11:00	ヨークベニマル石川店	石川町消防団 石川消防署	来客者に対し防火チラシ及び啓発品を配布し、住警器の設置推進及び火災予防広報を実施する。	住警器取付支援サービスの依頼を受け付け、住警器の設置促進及び火災予防を呼びかける。
16 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	街頭広報	3月1日(日) 10:00~11:30	福島空港	石川消防署玉川分署	福島空港において、住宅用火災警報器の設置推進及び林野火災予防対策の周知を目的として、チラシ及び販促品の配布を行うとともに、車両展示を実施し、幅広い年齢層に対する防火思想の普及啓発を行う。	福島空港内においては、子供向けのキッズスペースの設置や物産展等の各種イベントが定期的に開催されており、利用者の年齢層は幼児から高齢者まで幅広い。このため、各年代に応じた働きかけを工夫しながら、本運動の趣旨及び消防業務に対する理解を深めることを目的として、左記の内容を実施する。
17 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防車両による防火広報	3月1日(日)~3月7日(土)	玉川村内	石川消防署玉川分署	消防車両により村内巡回を行い、住宅防火対策について重点的に広報を実施する。	村内全域の巡回により地区ごとに適した広報内容を行い、有効な事業とする。
18 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	街頭広報	3月1日(日)午前中 (予定)	株式会社鎌倉屋平田店	石川消防署平田分署	火災予防に関するチラシを作成、チラシ及び火災予防啓発用品を配布し、広報活動を実施。	村民の防火対策、林野火災予防に対する意識の高揚及び理解を図る。
19 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	防火広報	3月1日(日)~3月7日(土)	平田村内	石川消防署平田分署	消防車両での防火広報を実施。	村民の防火対策、林野火災予防に対する意識の高揚及び理解を図る。
20 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	街頭広報	3月1日(日)~3月7日(土)	浅川町	石川消防署浅川分署	浅川町内を消防車両により防火広報する。	町内全域への防火広報を実施することにより、地域住民の防火意識の高揚を図る。
21 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	広報パレード	3月1日(日)9:00~11:30	浅川町	浅川町消防団 浅川町役場 石川消防署浅川分署	浅川町内を消防車両により防火広報する。	消防団の地域性及び機動性を生かし町内全域への防火広報を実施することにより、地域住民の防火意識の高揚を図る。
22 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	消防車両による防火広報	3月1日(日)~3月7日(土)	古殿町	石川消防署古殿分署	消防車両を使用して防火広報を実施する。	消防車両による防火広報を行うことで、より一層住民に対して幅広い予防啓発活動を実現する。
23 白河消防署大信分署	消防車両による防火広報	3月1日(日) 8:20~9:20	白河市大信地区	白河市消防団大信方面隊 白河市大信庁舎 白河消防署大信分署	署団合同防火パレード	視覚と聴覚に訴えることで防火PRできる。
24 喜多方消防本部 0241-22-6213	北塩原村防火パレード	3月1日(日) 10:00~12:00	北塩原村大字大塩、北山地区	北塩原村 北塩原村消防団 喜多方消防署	車両による各関係機関合同の火災予防広報パレード。各市町村を管轄する消防団と合同で実施する。	消防団等の関係機関と合同で広報活動を行い、効果的な火災予防啓発活動とする。
25 喜多方消防本部 0241-22-6213	喜多方市防火パレード	3月1日(日) 14:00~17:00	喜多方市 旧市内	喜多方市 喜多方市消防団第一支団 喜多方消防署	車両による各関係機関合同の火災予防広報パレード。各市町村を管轄する消防団と合同で実施する。	消防団等の関係機関と合同で広報活動を行い、効果的な火災予防啓発活動とする。
26 喜多方消防本部 0241-22-6213	山都町防火パレード	3月1日(日) 9:00~12:00	喜多方市山都町	喜多方市消防団第4支団 喜多方市 喜多方消防署山都分署	車両による各関係機関合同の火災予防広報パレード。各市町村を管轄する消防団と合同で実施する。	消防団等の関係機関と合同で広報活動を行い、効果的な火災予防啓発活動とする。
27 喜多方消防本部 0241-22-6213	北塩原村防火パレード	3月1日(日) 9:00~12:00	北塩原村大字松原地区	北塩原村 北塩原村消防団 喜多方消防署北塩原分署	車両による各関係機関合同の火災予防広報パレード。各市町村を管轄する消防団と合同で実施する。	消防団等の関係機関と合同で広報活動を行い、効果的な火災予防啓発活動とする。
28 会津若松消防本部会津若松 消防署	街頭広報	3月3日(火)	MEGAドン・キホーテUN Y 会津若松店	会津若松消防署 会津若松市消防団 会津若松市女性防火クラブ連絡協議会	春季火災予防運動のチラシを配付し防火意識の啓発を図る。住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を呼びかける。	販売店にて消防団、婦人消防隊と連携し街頭広報による火災予防啓蒙活動を実施し火災予防意識向上を図る。
29 会津若松消防本部会津若松 消防署 十文字出張所	河東町防火パレード	3月1日(日)	河東町内一円	十文字出張所 会津若松市消防団	消防団と合同で、消防車両を使用した防火パレードを実施する。	消防車両による防火パレードを実施し、地域住民の火災予防意識向上を図る。
30 会津若松消防本部会津若松 消防署 小松出張所	街頭広報	期間中	JA会津南部スタンド	小松出張所	春季火災予防運動のチラシを配付し防火意識の啓発を図る。住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を呼びかける。	JA会津南部スタンド利用者へ直接呼びかけることにより、火災予防、住宅用火災警報器設置促進を訴えることが出来る。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
31 会津若松消防本部会津若松消防署 城南分署	城西地区(4分団)消防団防火パレード	3月1日(日)	第4分団管内	会津若松消防署城南分署 会津若松市消防第4分団 城西地区女性防火クラブ	関係機関合同による防火パレードを実施し火災予防の啓蒙を図る。	消防車両による防火パレードを実施し、地域住民の火災予防意識向上を図る。
32 会津若松消防本部会津若松消防署 城南分署	門田地区(11分団)消防団防火パレード	3月1日(日)	第11分団管内	会津若松消防署城南分署 会津若松市消防第11分団 門田地区女性防火クラブ	関係機関合同による防火パレードを実施し火災予防の啓蒙を図る。	消防車両による防火パレードを実施し、地域住民の火災予防意識向上を図る。
33 会津若松消防本部猪苗代消防署	春季火災予防キャラバン	3月1日(日) 13:30～	管内一円	猪苗代消防署 猪苗代町役場 猪苗代警察署 猪苗代町消防団	関係機関合同による防火パレードを実施し、火災予防の啓蒙を図る。	関係機関合同で管内を巡回し、火災予防について注意喚起を実施することにより、火災予防の啓蒙を図る。
34 会津若松消防本部猪苗代消防署 磐梯出張所	春季火災予防キャラバン	3月1日(日) 8:45～11:00	磐梯町	磐梯町役場 磐梯町消防団 猪苗代消防署磐梯出張所	役場職員、消防団及び消防職員合同による防火パレードを実施し、火災予防の啓蒙を図る。	関係機関合同で管内を巡回し、火災予防について注意喚起を実施することにより、火災予防の啓蒙を図る。
35 会津若松消防本部会津坂下消防署	大型物品販売店舗での広報	3月3日(火) 10:00～11:00	リオン・ドール坂下店	会津坂下消防署 会津坂下町消防団	○大型物品販売店の店頭においてチラシやポケットティッシュ等を配布しながら乾燥期の火災予防広報を実施する。	○関係機関と合同で大型物品販売店で街頭広報を行い、チラシ等の配布を実施し、地域住民の防火意識の高揚を図る。
36 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 (0241-63-3117)	消防車両による巡回火災予防広報	火災予防運動期間中	管内全域	消防本部・署	消防車両を使用し、火災予防を呼びかける。	町内を巡回し防火を呼びかける。たき火などを発見した場合は火災予防と安全管理を呼びかける。
37 相馬地方広域消防本部相馬消防署	チャキチャキパレード	令和7年2月27日(金) 9:20～11:00	相馬市内	みどり幼稚園、相馬市役所 消防団、相馬消防署	火災予防啓発パレードを実施	市民の防火意識の啓蒙を図る。
38 相馬地方広域消防本部南相馬消防署	防火パレード	3月1日 9:00	原町区内	南相馬市消防団 南相馬市女性消防隊原町区隊 南相馬消防署	出発式後、区内各分団の担当地区に分かれ、防火広報を実施する。	消防団及び女性消防隊との連携を図り、合同で各分団に分かれ区内全域で防火パレードを実施する。
39 相馬地方広域消防本部南相馬消防署 小高分署	防火広報 (園児の通園児の法被着用)	3月2日(月)～3月6日(金)	南相馬市立おだか認定こども園	南相馬市立おだか認定こども園	園児が登園、帰宅時に消防法被を着用することで住民に火災予防をPRし防火意識の高揚を図る。	幼年時から火災予防について意識を持ってもらい、家族にも火災予防を呼び掛ける。
40 相馬地方広域消防本部南相馬消防署 鹿島分署	合同防火広報	実施日調整中 13:30～14:30	鹿島区内	南相馬市女性消防隊鹿島区隊 南相馬消防署鹿島分署	南相馬市女性消防隊鹿島区隊と合同で、広報車による防火広報を実施する。	火災期に伴い、空気が乾燥し火災が多く発生しやすくなっていることから、地域住民に対して火気の取扱いについて注意喚起し、火災を未然に防ぐことを目的とする。
41 相馬地方広域消防本部南相馬消防署 飯館分署	飯館村消防合同防火広報	3月1日(日)11:00～12:00	飯館村内	飯館村消防団 飯館村女性消防隊 南相馬消防署飯館分署	消防団及び女性消防隊と合同で村内各地区を警鐘広報と肉声で火災予防運動実施中であることを伝える。	一斉に防火広報を行うことで、火災予防運動期間中であることを知らせることができ、地域住民への火災予防に係る啓蒙ができる。
42 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	浪江消防署前街頭広報	3月2日(月)～3月7日(金) 各日7:30～8:00	浪江消防署前	浪江消防署	浪江消防署庁舎前にてのぼり旗、横断幕の設置、消防本部公認キャラクターのふたばちゃんによる広報を実施し、防火意識の高揚を図る。	庁舎前を通勤する住民に向けて火災予防を呼びかける。
43 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	電光掲示板による広報活動	3月1日(日)～3月7日(土)	川内村	佐和屋スタンド	佐和屋スタンドに依頼し、春季火災予防運動週間実施中であることを電光掲示板に流してもらう。	電光掲示板により佐和屋スタンドを利用する住民及び作業員に対して広報をすることにより、防火意識の高揚を図る。
6 【広報紙等による広報】						
1 伊達地方消防組合消防本部予防課 (024-575-0181)	防火チラシの配布	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・伊達市 ・伊達郡桑折町 ・伊達郡国見町 ・伊達郡川俣町	・伊達市 ・伊達郡桑折町 ・伊達郡国見町 ・伊達郡川俣町 ・消防本部予防課	・防火チラシを作成し、各市町の広報誌と共に管内に配布する。	・管内の全戸に防火チラシを配布することにより、視覚での火災予防を訴えることができる。
2 伊達地方消防組合消防本部予防課 (024-575-0181)	ホームページを活用した火災予防広報	2月下旬～3月	・伊達地方消防組合ホームページ	・消防本部予防課	・春季全国火災予防運動期間中の取り組みをホームページへ掲載する。	・ホームページへの掲載を行うことで管内住民に対し、消防機関の取り組みへの理解と、火災予防への関心を高める。
3 安達地方広域行政組合北消防署(0243-24-1574) 南消防署(0243-33-2879)	火災予防立て看板・のぼり旗、横断幕の設置	3月1日(日)～7日(土)	二本松市 本宮市 大玉村	北消防署 南消防署	管内の公共施設等に立て看板及びのぼり旗を設置する。	管内の地域住民に広く火災予防運動を周知し、防火啓蒙を図る。
4 安達地方広域行政組合北消防署(0243-24-1574)	林野火災防止啓発活動	2月上旬から実施	二本松市	北消防署	市内の農業資材店等にポスターを掲示し野焼きからの山火事防止の推進を図る。	野焼きの行為者に多い高齢者の目につきやすい医療機関などにも掲示を依頼し、より多くの住民に山火事防止の環境づくりを促す。
5 安達地方広域行政組合北消防署(0243-24-1574)	林野火災注意報・警報の周知	2月5日(木) 15:30～ 2月27日(金) 15:30～	二本松市	北消防署	市内の大規模店舗等において消防署員がチラシ等を配りながら警報等の基準について周知広報する。	大型量販店等でのチラシ配布により多くの住民に周知することができる。
6 安達地方広域行政組合南消防署(0243-33-2877)	山火事防止チラシ及び林野火災警報・注意報についてのチラシの配布	3月1日(日)～7日(土)	本宮市・大玉村	管内の農業資器材販売店	管内の農業資器材等の販売店舗に対し、来店者に山火事防止チラシ及び林野火災警報・注意報についてのチラシの配布を依頼する。	山火事の高発期を迎え、来店する農業従事者等に山火事防止チラシ及び林野火災警報・注意報のチラシを配布することにより、注意喚起を行うとともに林野火災警報・注意報の運用についての周知を図る。
7 郡山地方広域消防組合(024-923-1856)	構成市町の広報誌による広報	3月～4月	管内全域	構成市町	記事掲載により、火災多発時の注意喚起、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理を呼びかける。	構成市町民へ配布される広報誌を活用することにより、火災予防、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理について広く啓発できる。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
8 郡山地方広域消防組合 (024-923-1857)	防災無線による広報	火災予防運動期間中	管内全域	構成市町	防災無線による広報を依頼し、火災多発時の注意喚起を行うとともに不法な焼却行為を控えるよう訴える。	構成市町の防災無線を活用することにより、火災予防、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理について広く啓発できる。
9 郡山地方広域消防組合 (024-923-1858)	構成市町公式SNSを活用した広報活動	火災予防運動期間中	管内全域	構成市町	記事掲載により、火災多発時の注意喚起、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理を呼びかける。	SNSを活用することにより、タイムリーな火災予防広報を行うことができる。
10 郡山地方広域消防組合 (024-923-1859)	広報誌「さくら」への林野火災防止記事の掲載	3月～4月	管内全域	福島さくら農業協同組合	福島さくら農業協同組合が発行する広報誌「さくら」の3月号及び4月号に林野火災の原因となりやすい焼却行為を行う上での注意点を掲載する。	業務上焼却行為を行うことの多い農業従事者に対して配布される広報誌を活用することで、ターゲットを絞った効果的な広報が可能となる。
11 郡山地方広域消防組合 (024-923-1860)	防火チラシ回覧、配布	2月～3月	管内全域	管内行政センター等	火災予防啓発チラシを全戸回覧し、実状に応じた火災予防対策について周知する。	チラシを全戸回覧することにより、年齢や性別を問わない広報をすることができる。
12 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	須賀川市広報誌への記事掲載	須賀川市広報誌 (令和8年2月号)	須賀川市内	須賀川市役所 須賀川消防署	広報誌を活用し火事を防ぐためのポイントについて注意喚起の内容を掲載し、啓発活動を実施。	広報誌を利用することで、多くの住民に対し注意喚起を実施、防火意識の高揚を図る。
13 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	火災予防に関するチラシの回覧及び配布	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川市内	須賀川市役所 須賀川消防署	住宅防火対策に関するチラシを作成し、各世帯への回覧及び街頭広報の際に配布して啓発活動を実施。	重点推進項目である「住宅防火対策」に関するチラシを作成し、住民の防火意識の高揚を図る。
14 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	須賀川市公式LINEへの配信	2月27日(金)配信予定	須賀川市内(公式LINE登録者)	須賀川市役所 須賀川消防署	須賀川市公式LINEへ火災予防に関するチラシを配信し、啓発活動を実施。	須賀川市公式LINEを使用することで、多くの住民に対し注意喚起を実施し、住民の防火意識の高揚を図る。
15 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	訪問販売員へ火災予防啓発のチラシ掲示	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川市内	郡山ヤクルト販売株式会社 須賀川消防署	ヤクルトレディの販売用保冷バッグに火災予防啓発チラシを掲示。	企業と連携し、住民に火災予防について注意喚起を実施、住民の防火意識の高揚を図る。
16 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	行政区チラシ回覧	1月29日(木)	鏡石町	鏡石町役場	街頭PR開催告知及び林野火災注意喚起について掲載する。	事前に広報することで、町民の関心を惹くことができる。
17 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	LINE配信(天栄村)	2月下旬予定	天栄村内(公式LINE登録者)	須賀川消防署長沼分署 須賀川消防署長沼分署湯本分遣所	火災予防等に関する内容の記事を掲載する。	地域住民へ火災予防運動を周知するとともに、火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
18 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	広報てんえいへの記事掲載	3月号	天栄村内	須賀川消防署長沼分署 須賀川消防署長沼分署湯本分遣所	広報誌に火災予防運動実施の告知、住宅用火災警報器の普及啓発記事を掲載する。	地域住民へ火災予防運動を周知するとともに、火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
19 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	火災予防チラシ全世帯回覧	2月下旬予定	須賀川市内(長沼地区・岩瀬地区) 天栄村内(湯本地区を除く)	須賀川市役所長沼支所・岩瀬支所 天栄村役場 須賀川消防署長沼分署 須賀川消防署長沼分署	火災予防チラシを作成し、回覧版で全世帯へ回覧する。	地域住民へ火災予防運動を周知するとともに、火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
20 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	ヤクルトレディによる火災予防啓発	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川市、天栄村	郡山ヤクルト販売株式会社 須賀川消防署長沼分署	訪問販売しているヤクルトレディの販売用保冷バッグに火災予防啓発チラシを掲示する。	地域住民へ火災予防運動を周知するとともに、火災多発期に向けての防火意識の高揚を図る。
21 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	回覧版で予防広報チラシ回覧	火災予防運動期間前に回覧依頼	天栄村(湯本地区)	須賀川消防署長沼分署湯本分遣所	回覧版で予防広報チラシを回覧し、火災予防啓発及び防火意識の高揚を図る。	村民の防火対策、林野火災予防に対する意識の高揚及び理解を図る。
22 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	防火広報記事の掲載	石川町広報誌3月号 火災予防運動期間中	石川町内	石川町役場	防火広報記事を町広報誌、町役場ホームページに掲載。	防火広報記事を掲載し、住民へ防火意識の高揚を図る。
23 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	防火広報記事の掲載	2月下旬町内夕刊(2社)	石川町内	町内夕刊2社	防火広報記事を町内夕刊2社へ掲載。	防火広報記事を掲載し、住民へ防火意識の高揚を図る。
24 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	町内全世帯への防火チラシ回覧	2月中	石川町内	石川町役場	予防課作成の防火チラシを回覧板にて各世帯へ回覧する。	住民に対し防火意識の高揚を図る。
25 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	玉川村広報誌3月号掲載	3月第一週	玉川村内	玉川村役場	本運動実施に係る広報記事を作成し、紙面掲載を依頼する。	村内行政区内の全世帯が目にする紙面であり、本運動の普及啓発が期待できる。
26 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	玉川村公式LINEへの掲載	3月第一週	玉川村内	玉川村役場	本運動実施に係る広報記事を作成し、玉川村公式LINEへの掲載を依頼する。	玉川村の公式LINE登録者に本運動の普及啓発が期待できる。
27 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	玉川村防災行政無線を用いた防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	玉川村内	玉川村役場	本運動実施に係る広報原稿を作成し、村内全域に吹鳴される行政無線での広報を依頼する。	本運動期間中の全日において、自動音声による広報を依頼し、幅広い世代が聴取できるよう、放送時刻を20時に設定する。
28 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	行政区チラシ回覧	2月上旬～下旬	平田村内	石川消防署平田分署	火災予防に関するチラシを行政区班で回覧。	村民の防火対策、林野火災予防に対する意識の高揚及び理解を図る。
29 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	広報誌への記事掲載	広報あさかわ2月号	浅川町内	浅川町役場 石川消防署浅川分署	町発行の広報誌(2月号)に火災予防運動関連記事を掲載。	広報誌に掲載をすることで、広く本運動を周知できる。
30 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	回覧版への配布	2月中	浅川町内	浅川町役場 石川消防署浅川分署	町内の回覧版へ火災予防啓発チラシを配布する。	回覧版を活用し町内の各行政区へ火災予防啓発チラシを配布し町民の防火に対する理解と意識の高揚を図る。
31 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	町広報誌へ火災予防運動に係る記事掲載	広報ふるどの3月号	古殿町内	古殿町役場 石川消防署古殿分署	町広報誌へ広報記事を掲載する。	毎月発行されている町広報誌へ火災予防運動に係る記事掲載を依頼し、町民に対して防火意識の高揚を図る。
32 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	電光掲示板による防火PR	3月1日(日)～3月7日(土)	古殿町内	古殿町役場 石川消防署古殿分署	役場管理の電光掲示板(町内1か所)を活用し、防火PRを実施する。	電光掲示板に防火PR文(林野火災警報)を掲載することで、多くの住民へ火災予防運動を周知する。
33 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	行政区(組・班)の回覧板を活用した防火チラシ回覧	調整中	古殿町内	古殿町役場 石川消防署古殿分署	古殿町役場協力のもと、行政区(組・班)で防火チラシを回覧する。	行政区(組・班)の回覧板を活用することで、全世帯に対して防火意識の向上を図る。
34 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	会計レシートを活用した防火PR	3月1日(日)～3月7日(土)	古殿町内	ブイチェーン・カケダ 石川消防署古殿分署	ブイチェーン・カケダの会計レシートへ防火PR文を掲載する。	会計レシートに防火PR文(林野火災警報の内容を盛り込む)を掲載することで、多くの住民へ火災予防啓発を周知する。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
35 喜多方消防本部 0241-22-6213	喜多方市、西会津町広報誌への掲載	喜多方市2月12日(木)発送、西会津町2月24日(火)発送	喜多方市、西会津町		喜多方市及び西会津町の広報誌を活用し火災予防広報を行う。	全戸配布される広報誌に掲載することで、住民に対し有効な広報ができる。
36 会津若松消防本部会津若松消防署 十文字出張所	広報誌への掲載依頼	3月号 2月26日(木)発行	湯川村	湯川村役場	広報「ゆがわ」へ春季全国火災予防運動の実施内容及び火災予防についての掲載を依頼する。	広報誌を利用した普及活動を行うことで、幅広い年齢層の住民に対して火災予防を呼び掛ける。
37 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 0241-63-3117	チラシ及び防災無線による火災予防広報	火災予防運動期間中	管内全域	消防本部・署 各消防団・婦人消防隊 南会津消防設備協会 南会津危険物安全協会 南会津防火管理連絡協議会 各町村	消防本部作成のチラシを全戸に配布するとともに各市町村の広報誌及び防災無線による火災予防広報を実施する。	全戸に防火チラシを配布し、広報誌及び防災無線により火災予防運動の周知と住民の防火意識の向上に繋げる。
38 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 0241-63-3117	火災予防運動ポスターによる広報	火災予防運動期間中	管内全域	消防本部・署 各消防団・婦人消防隊 消防協会南会津支部 南会津消防設備協会 南会津危険物安全協会 南会津防火管理連絡協議会	火災予防運動防火ポスターを作成し、広く火災予防を周知させる。	火災予防運動防火ポスターを作成し、店舗及び事業所等に配布し火災予防を住民に周知させる。
39 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 0241-63-3117	町広報誌等へ掲載	火災予防運動期間中	只見町、下郷町	只見出張所、下郷出張所 只見町役場、下郷町役場	町の各広報誌等へ火災予防運動、住警器設置または取替えに係る記事を掲載。	町発行の広報誌へ火災予防及び住警器設置・取替推進について掲載することで、住民への周知を求める。
40 相馬地方広域消防本部相馬消防署	市広報紙への記事掲載	事前	相馬市内全世帯	相馬市役所、相馬消防署	広報そま(2月15日号)に火災予防啓発記事を掲載。	市民の防火意識の啓蒙を図る。
41 相馬地方広域消防本部南相馬消防署	南相馬チャンネルを活用した防火広報	3月1日～3月7日	市内全域	南相馬チャンネル 南相馬消防署	火災予防のポイント及び住宅用火災警報器維持管理等について放送する。	地域放送を通じて南相馬市民へ住警器の設置及び点検を呼びかける。また、放送を通じて火災予防に対する意識の高揚を図る。
42 相馬地方広域消防本部南相馬消防署小高分署	防火ポスター、ミニ懸垂幕掲示	3月1日(日)～3月7日(土)終日設置	防火安全協会 小高支部	防火安全協会小高支部	防火ポスター及びミニ懸垂幕を防火安全協会小高支部に加入している事業所に掲示する。	地域住民、事業所の職員に対して火災予防を呼び掛ける。
43 相馬地方広域消防本部南相馬消防署小高分署	期間中防災無線でのPR	3月1日(日)～3月7日(土)	南相馬市小高区内	南相馬市女性消防隊 小高区隊	期間中、ストーブの取扱いについて防災無線を放送し地域住民にPRをおこなう。	女性消防隊小高区隊隊員の防災無線録音吹き込みにて実施する。 今後ストーブを使う機会が増えてくるため、PR活動を行うことで小高区の住民に対して防火意識を促す。
44 相馬地方広域消防本部相馬消防署新地分署	広報誌への記事掲載及び防災行政無線放送	期間内	新地町内	新地町役場 新地分署	火災予防啓発記事を掲載。防災行政無線で火災予防及び住警器の設置維持を呼び掛ける。	町民の防火意識の啓蒙を図る。
45 相馬地方広域消防本部南相馬消防署飯館分署	火災予防週間運動実施の周知	事前掲載	飯館村 南相馬消防署飯館分署	各町村	事前に広報誌に春季全国火災予防運動の実地を周知し、地域住民へ火災予防啓発の広報を実施する。	広報誌に記事掲載することで多くの住民に対し、火災予防運動への意識付けとなり、火災予防啓発に繋がる。
46 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	広報誌による防火広報	3月初旬	各町村	各町村	各町村役場が毎月発行している広報誌の一面に火災予防運動の記事及び住宅防火のポイント、住宅用火災警報器の記事を掲載する。	広報誌の一面に記事を掲載することにより、防火意識の高揚を図る。
47 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	主要道への火災予防横断幕による広報	3月中	広野町 檜葉町	各町村	各町道のフェンス等に火災予防横断幕を設置し、主要道を走行する地域住民へ広報する。	主要道から視認しやすい位置に設置し防火意識の高揚を図る。
48 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	防火ポスター配布	3月1日(日)～3月7日(土)	浪江町、双葉町、葛尾村	浪江消防署、葛尾出張所	管内の公共施設及び事業所に防火ポスターを配布し、火災予防運動の告知を実施する。	火災予防運動実施の告知、火気使用時の注意喚起などについて呼びかけることで、火災予防につながる。
7 【その他】						
1 いわき市消防本部 小名浜消防署 (0246-92-5171)	人形劇とおうち誘導灯づくり	1 3月2日(月) 9:00～11:00 2 3月4日(水) 9:00～11:00	1 古湊保育所 2 滝尻保育所	小名浜消防署	消防本部で作成した火災予防に関する人形劇を披露し、誘導灯のぬりえを実施する。	人形劇を通して、幼少期からの防火意識の向上を図る。
2 いわき市消防本部 常磐消防署 (0246-43-2080)	林野火災等対応力向上訓練	3月1日(日) 9:00～11:30	常磐消防署	常磐消防署 消防団第4支団	地元消防団との連携が必要不可欠であり、共通認識の統一化が重要であることから、林野火災時に使用する資機材の取り扱いや、建物火災における屋外放水要領の訓練を合同で実施し、火災対応力の向上を図る。	チェーンソー及び可搬ポンプの取り扱いを習熟することで、消防団員のスキルアップを目的とする。
3 伊達地方消防組合 消防本部予防課 (024-575-0181)	防災行政無線を使用した火災予防広報	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・伊達市 ・伊達郡川俣町	・伊達市 ・伊達郡川俣町 ・消防本部予防課 ・中央消防署南分署	・各市町において定期に行っている防災行政無線を使用した広報に、火災予防運動期間中火災予防についての広報を盛り込んで広報を実施する。	・各地区に設置されている防災行政無線を利用することにより、街中や山間部といった地域に分け隔てなく効果的に広報することができる。
4 伊達地方消防組合 (024-575-4101)	懸垂幕等による広報	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・伊達市霊山町 ・伊達市梁川町 ・伊達郡川俣町	・中央消防署東分署 ・中央消防署南分署 ・中央消防署北分署	・懸垂幕及びのぼり旗を掲示し、通行人に火の用心を呼び掛ける。	・懸垂幕やのぼり旗により地域住民に対して、防火意識の高揚を図る。
5 伊達地方消防組合 (024-575-4101)	物品販売店等へのポスター掲示	3月1日(日)～ 3月7日(土)	・伊達市 ・伊達郡桑折町 ・伊達郡国見町 ・伊達郡川俣町	・中央消防署 ・中央消防署東分署 ・中央消防署西分署 ・中央消防署南分署 ・中央消防署北分署	・管内の物品販売店等への防火ポスターの掲示を実施する。	・管内の地域住民の利用が多い物品販売店等にポスターの掲示を依頼し、防火意識の高揚を図る。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
6 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	幼児防火・防災教育の推進	3月2日(月)～ 3月6日(金)	市内の幼稚園・保育所等	北消防署	火災予防のお話と防火DVD、防火紙芝居などの鑑賞、防火かるたの実施する。あわせて消防車両の見学を実施する。	幼少期における社会教育の一環として、防火に関するビデオ鑑賞等をしてもらうことにより、防火防災に対する意識の高揚を図る。
7 安達地方広域行政組合 北消防署(0243-24-1574)	危険対象物との合同訓練	3月5日(木)	二本松市	北消防署	火災等が発生した場合、被害の拡大が予想される事業所と合同で、初期対応を重点的に訓練する。	過去の3月に発生した工場火災を教訓に「あの日を忘れない」を合言葉に実施する。
8 安達地方広域行政組合 南消防署(0243-33-2877)	感震ブレーカーの設置促進	3月3日(火) 14:00～16:30	本宮市・大玉村	南消防署	大型店舗前で来店者に感震ブレーカー設置推進のチラシを配布する。	大型店舗の来店者に地震による電気火災についての周知を図り、感震ブレーカーの設置を呼びかける。
9 郡山地方広域消防組合 (024-923-1860)	店内放送による広報	火災予防運動期間中	管内全域	管内物販店	店内放送を依頼し、買い物客へ火気取扱いに関する注意喚起を行う。	年齢や性別を問わず火災予防広報を行うことができる。
10 郡山地方広域消防組合 (024-923-1861)	のぼり旗設置及び懸垂幕による広報	火災予防運動期間中	管内全域	郡山地方広域消防組合	消防庁舎前に火災予防運動の懸垂幕及びのぼり旗を設置する。	通りがかりの住民やドライバーに対し火災予防を訴えることができる。
11 郡山地方広域消防組合 (024-923-1862)	ネット広告による広報	3月1日～3月14日	管内全域	郡山地方広域消防組合	Meta社が提供するネット広告サービスを利用してスマートフォンやパソコン画面上に火災予防を訴える画像を掲出する。	画像のそのものによる啓発効果に加え、画像のクリックにより当組合の公式SNSアカウントに誘導することができるため、SNSにて日々発信している啓発動画の視聴数増加を併せて期待できる。
12 郡山地方広域消防組合 (024-923-1863)	電光掲示板・デジタルサイネージによる広報	火災予防運動期間中	郡山市役所 イオンタウン郡山	郡山市役所 イオンタウン郡山	物販店、市役所などの、電光掲示板、デジタルサイネージを活用し、住民に火災予防の周知を図り、火災ゼロを目指す。	電光掲示板・デジタルサイネージを活用することで、多くの住民へ火災予防の啓発をすることができる。
13 郡山地方広域消防組合 (024-923-1864)	消防情報発信	火災予防運動期間中	富久山管内事業所	富久山分署	学校を中心とした管内事業所へメールで注意喚起し、火災予防への関心を高める。	学校や大型店舗のような情報発信能力の高い事業所を中心に注意喚起を行うことで、より効果的な火災予防を呼びかける。
14 郡山地方広域消防組合 (024-923-1865)	公共交通機関へポスター掲載	火災予防運動期間中	三春町管内の町営バス、観光バス及びタクシー	三春分署	町営バス、観光バス及びタクシーの車内にポスター等を掲示し、住民に火災予防運動の周知を図り火災ゼロを目指す。	町営バス、観光バス及びタクシーの車内にポスター等を掲示することにより、多くの住民へ火災予防期間の周知と啓発が期待できる。
15 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	横断幕・桃太郎旗掲載	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川消防署	須賀川消防署	須賀川消防署敷地内及び庁舎周りに横断幕・桃太郎旗を掲示。	国道脇のガードフェンスに掲示し、住民へ火災予防運動期間をPRする。
16 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	デジタルサイネージへの広告掲載	3月1日(日)～3月7日(土)	須賀川市役所 イオンタウン須賀川	須賀川市役所 イオンタウン須賀川	須賀川市役所及びイオンタウン須賀川棟のデジタルサイネージに広告文を掲載。	オリジナルチラシを可視化することで、火災予防啓発及び消防PRとなる。
17 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	桃太郎旗、横断幕の掲示	3月1日(日)～3月7日(土)	ほがらん 須賀川消防署鏡石分署	須賀川消防署鏡石分署	立て看板、のぼり旗、横断幕により火災予防運動の広報を行う。	来庁者及び通行人に対し広報する。
18 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	電光掲示板による防火広報	3月1日(日)～3月7日(土)	石川消防署 石川警察署	石川警察署 石川消防署	電光掲示板を使用し、火災予防広報を実施する。	ドライバー、歩行者等に対し防火意識の高揚を図る。
19 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	横断幕掲示	3月1日(日)～3月7日(土)	玉川村役場	玉川村役場	通行者及び通行車両に向けて、本運動実施中の旨を周知する。	玉川村役場は、当分署と比較して村内中心部に位置しており、立地条件から効果的な広報が期待できることから、掲示を依頼する。
20 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	立て看板及び桃太郎旗の掲示	3月1日(日)～3月7日(土)	玉川分署敷地内	石川消防署玉川分署	来客者や通行者及び通行車両に向けて、本運動実施中の旨を周知する。	視認による防火意識の高揚を図る。
21 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	火災予防運動実施中の横断幕、桃太郎旗、立看板の設置	3月1日(日)～3月7日(土)	石川消防署平田分署	石川消防署平田分署	火災予防運動実施中の横断幕等を設置し、火災予防を促す。	村民の防火対策、林野火災予防に対する意識の高揚及び理解を図る。
22 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	林野火災防止広報	配布日～5月31日	平田村内の商業施設(計12施設)	石川消防署平田分署	店舗内に林野火災予防の広告を掲示する。	村民の防火対策、林野火災予防に対する意識の高揚及び理解を図る。
23 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	横断幕及び桃太郎旗の設置	3月1日(日)～3月7日(土)	石川消防署浅川分署	石川消防署浅川分署	庁舎前に横断幕及び桃太郎旗を設置	庁舎敷地内に設置することで、住宅用火災警報器の設置推進及び本運動をPRする。
24 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	防災無線による広報	3月1日(日)～3月7日(土)	古殿町	石川消防署古殿分署	町防災無線を使用し防火広報を実施する。	全世帯に対して防火広報が可能。
25 須賀川地方広域消防本部 (0248-76-3114)	火災予防運動横断幕及び桃太郎旗の設置	3月1日(日)～3月7日(土)	古殿町	古殿町民体育館(古殿町公民館) 石川消防署古殿分署	国道349号線沿いの古殿町民体育館駐車場フェンスに横断幕、古殿分署前へ桃太郎旗を設置する。	石川消防署古殿分署敷地内及び交通量の多い国道沿いにそれぞれ設置することで、多くの通行者の目に留まり火災予防運動期間中であることを伝えられる。
26 白河消防署東分署	白河市消防団東方面隊春季火災防 御訓練	3月1日(日) 8:30～9:30	白河市東坂口字坂本地内	白河市消防団東方面隊、東婦人消防クラブ、小野田小大竹少女火防団、白河消防署東分署	住宅用火災警報器設置促進、火災防衛訓練、公設消火栓及び消火器取扱い訓練を実施する。	機関運用、中継隊形の構築方法、連携技術の向上を図る。
27 白河消防署表郷分署	春季署団合同訓練	3月1日(日) 7時30分～8時30分	白河市表郷金山宇愛宕山地区内	白河消防署表郷分署 白河市消防団表郷方面隊 白河市表郷庁舎 地域住民	表郷金山宇愛宕山地区内に林野火災を想定した署団合同の火災防衛訓練を実施する。	訓練を通し、表郷分署と表郷方面隊及び地域住民との活動連携の強化を図る。
28 白河消防署大信分署	防災訓練	3月1日(日) 7:00～8:00	白河市大信増見地内	白河市消防団大信方面隊 白河市大信庁舎 白河消防署大信分署	署団合同火災防ぎょ訓練	署団合同で訓練することにより、連携強化、有事に備える。
29 矢吹消防署泉崎中島分署	署・団合同火災防ぎょ訓練	3月1日(日) 7:30～8:30	中島村大字滑津字二ツ山地区内	中島村消防団 矢吹消防署泉崎中島分署	署団合同火災防ぎょ訓練	火災現場での防ぎょ体制の確立を図り、機関運用、中継技術の指導を行う。また、地域住民の防火意識の高揚を図る。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
30 喜多方消防本部 0241-22-6213	火災予防啓発活動	3月2日(月) 10:00～10:30	喜多方市社会福祉協議会山都支所	山都子ども園幼年消防クラブ 消防本部予防課 喜多方消防署山都分署	幼年消防クラブの園児から火災予防リーフレットの配布等を実施し、施設利用者並びに施設職員への火災予防啓発活動を実施する。	幼年消防クラブの園児から施設利用者並びに施設職員へ火災予防啓発活動を実施する。
31 会津若松消防本部 (会津美里消防署) 0242-54-2119	アクシデントを想定した図上避難訓練(実践的避難訓練)	13月3日(火)13:30～ 23月3日(火)14:30～ 33月3日(火)15:30～ 43月11日(水)13:30～	1認定子ども園きぼう 2新鶴子ども園 3本郷子ども園 4認定子ども園ひかり	会津若松消防本部(会津美里消防署)	会津美里町内の子ども園へ向出し、実践的かつ効果的な避難訓練を実施する。1消防職員が施設職員に119番通報のポイントを解説する。2施設の平面図とイラストをラミネートした図上訓練セットを活用して、施設職員に図上避難訓練を実施させる。その中で、様々なアクシデントの想定を盛り込み、『もしも』の時に備えてもらうようにする。	実際に通報訓練をすることで、台本のある通報ではなく臨場感のある通報訓練となるとともに、図上訓練でアクシデントに対応してもらうことで、『こういうことがあった時はどうする?』と考えてもらい、施設職員の『もしも』、『万が一』に備える意識の向上、防災力がアップすることが期待できる。
32 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 0241-63-3117	予防査察	3月1日(日)～3月7日(土)	消防本部	消防本部・署	防火対象物の予防査察実施。	
33 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 0241-63-3117	檜枝岐村旅館民宿組合避難訓練	3月9日(月) 9:30～	檜枝岐村	檜枝岐分遣所 檜枝岐旅館民宿組合	旅館民宿山小屋組合等を中心とした、各種団体合同による総合防災訓練を実施する。	火災発生の危険性、火災予防に対する防火意識の高揚を図る。
34 相馬地方広域消防本部相馬消防署	消防訓練	令和8年3月12日(木) 10:30～12:00	特別養護老人ホーム 相馬ホーム	相馬ホーム、相馬消防署 新地分署	消防署合同の消防訓練を実施。	事業所と合同訓練を実施することにより、避難誘導及び救助、消火活動要領を把握でき、実災害時の効率的な活動により被害軽減に努めることができる。
35 相馬地方広域消防本部相馬消防署	特別査察	調整中 令和8年3月5日(木)又は 13日(金) 9:00～11:00	三星化学工業	三星化学工業、相馬消防署	立入検査を実施。	防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、火災予防の徹底を図る。
36 相馬地方広域消防本部相馬消防署	防火PR	週間中	相馬市内	相馬地方防火安全協会相馬相馬消防署	支部、 庁舎前に火災予防運動のぼり旗及び横断幕の設置、消防車両へ火災予防マグネットステッカーの掲示。	火災予防のPRを図る。
37 相馬地方広域消防本部相馬消防署	防火PR	令和8年3月1日(日)、7日(土)、8日(日) 9:00～11:00	相馬市内	相馬市消防団、相馬消防署	枯草及び林野火災予防を主とした防火広報	市民の防火意識の啓蒙を図る。
38 相馬地方広域消防本部相馬消防署	防火PR	令和8年3月14日(土)、15日(日)、20日(金)、21日(土)、22日(日) 9:00～12:00	相馬市内	相馬市消防団、相馬消防署	枯草及び林野火災予防を主とした防火広報	市民の防火意識の啓蒙を図る。
39 相馬地方広域消防本部南相馬消防署	合同消防訓練	3月4日 ※時間未定	東北電力株式会社 原町火力発電所	東北電力株式会社 南相馬消防署	火災発生に伴う消防活動の技術向上と事業所との連携強化、情報共有を図る。	災害発生時の初動対応及び通報、連絡体制、指揮命令系統の確立など防災技術の向上と防災意識の高揚を図る。
40 相馬地方広域消防本部南相馬消防署小高分署	合同消防訓練	3月5日(木)10:30	小高区役所	小高区役所職員	小高区役所と合同で消防訓練を実施する。	合同訓練を実施することにより、事業所の迅速な初動対応及び避難誘導等の確認、消防機関との情報共有・連携を密にし、実災害時の被害軽減、防災意識の高揚を図る。
41 相馬地方広域消防本部相馬消防署新地分署	防火PR	3/1(日)～3/7(土) 各日	防火安全協会会員事業所 各日	防火安全協会新地支部	事業所への防火ポスター及び掲示依頼文の送付。	火災予防のPRを図る。
42 相馬地方広域消防本部相馬消防署新地分署	消防訓練	3/12(木)	相馬ホーム	相馬ホーム 相馬消防署・新地分署合同	相馬市内事業所との合同消防訓練	火災発生時の対応及び連携・連絡体制の確認を行う。
43 相馬地方広域消防本部南相馬消防署飯館分署	マイクロバス査察	日程調整中	飯館村スクールバス車庫 飯館分署前駐車場	飯館村役場 飯館村教育委員会 飯館村振興公社 南相馬消防署飯館分署	車両火災予防と被害の軽減を図り、バス関係者の火災予防思想の高揚に繋げる。	行政では11台のバスを運行しており、施設利用者や多くの児童が乗車していることから、万が一に備え迅速な対応と車両設備の維持管理が適正であるか確認するため査察を実施する。
44 相馬地方広域消防本部南相馬消防署飯館分署	火災予防運動のぼり旗設置	火災予防運動期間中	飯館分署庁舎前	南相馬消防署飯館分署	村民に対し、火災予防運動期間であることを周知するため、庁舎北側にのぼり旗を掲示する。	庁舎前の県道は交通量も多く、目に留まりやすい場所のため、のぼり旗を設置することで往来する多くのドライバーに火災予防運動期間中であることを周知することができる。
45 相馬地方広域消防本部南相馬消防署飯館分署	車両マグネット掲示	火災予防運動期間中		南相馬消防署飯館分署	村民に対し、火災予防運動期間であることを周知するため、車両にマグネットを掲示する。	警鐘広報や出動時に車両にマグネットを掲示することで多くの人々に火災予防運動期間中であることを周知できる。
46 相馬地方広域消防本部南相馬消防署飯館分署	防災研修会	2月26日(木)9:30～10:30	飯館村交流センター ふれ愛館	相馬地方防火安全協会 南相馬消防署飯館分署	飯館支部、 村内事業所を対象に救急講話、林野火災警報発令基準及び初期消火訓練を行い、知識向上を行う。	参加者に分かりやすい講習を行い、参加者は各事業所で社員に対し講習内容を伝え、防災に対する知識向上を図る。
47 相馬地方広域消防本部南相馬消防署飯館分署	防災研修会	3月1日(日)9:00～10:30	飯館村交流センター ふれ愛館	飯館村消防団 南相馬消防署飯館分署	大規模林野火災を踏まえ、関係機関が相互に連携し、林野火災における活動指針及び体制の理解と確認を行う。	関係機関と合同で防災研修会及び避難訓練を実施し、火災時における関係機関との連携強化を図る。
48 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	火災予防広報	3月1日(日)～3月31日(火)	道の駅ならは ひろのてらす	一般財団法人楡葉町振興公社 一般財団法人広野町振興公社	ポスター掲示、住宅防火対策リーフレットの配置及びのぼり旗、モニターを設置する。	ポスター、リーフレット及びのぼり旗等を活用し、防火意識の高揚を図る。また大型モニターで火災予防動画を再生し多くの人の防火意識の高揚を図る。
49 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 (0240-25-8523)	防災無線を使用した広報活動	3月1日(日)～3月7日(土)	双葉町、葛尾村	双葉町役場、葛尾村役場、浪江消防署、葛尾出張所	各町村役場に依頼し、火災予防運動週間実施中である内容の防災無線を行う。	防災無線により双葉町の一時立ち入り中の住民並びに葛尾村住民に対する啓蒙活動となり、火災予防に繋がる。

消防本部(連絡先)	事業名	実施日時	実施場所	参加団体等	実施内容	特 徴
50 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	中学生による防災無線火災予防広報活動	3月1日(日)～3月7日(土)	浪江町	浪江町役場、なみえ創成中学校、浪江消防署	浪江町役場及びなみえ創成中学校の協力を得て、火災予防に関する内容の防災無線を行う。	地元の中学生在が火災予防に関する放送をすることで、住民に対する火災予防啓蒙となる。
51 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	道の駅なみえでの火災予防広報	3月1日(日)～3月7日(土)	浪江町	浪江町役場、道の駅なみえ、浪江消防署	道の駅なみえにポスター、パンフレットブースの設置、管内幼年消防クラブの火災予防動画の発信を行う。	不特定多数が入り出りする施設へのポスター掲示及びパンフレットブースを設置することにより、防火意識の高揚を図る。また、管内幼年消防クラブによる火災予防動画を発信することで住民に対する火災予防啓蒙活動となる。
52 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	葛尾村復興交流館あぜりあでの火災予防広報	3月1日(日)～3月7日(土)	葛尾村	一般社団法人葛尾むらづくり公社、葛尾出張所	葛尾村復興交流あぜりあにポスター及びパンフレットブースを設置する。	不特定多数が入り出りする施設へのポスター掲示及びパンフレットブースを設置することにより、防火意識の高揚を図る。
53 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	郵便局集配車へのマグネットステッカーによる火災予防広報	3月1日(日)～3月7日(土)	浪江町、葛尾村	浪江郵便局、葛尾郵便局、浪江消防署、葛尾出張所	管内を走行している郵便局集配車へ広報用マグネットステッカー貼付し、火災予防広報を行う。	郵便局集配車へ広報用マグネットステッカーを貼付し管内を走行することにより、視覚的広報効果による火災予防に繋がる。
54 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	火災予防のぼり旗の設置	3月1日(日)～3月7日(土)	浪江町、双葉町、葛尾村	浪江郵便局、葛尾郵便局、浪江消防署、双葉郵便局、葛尾出張所	管内の主要道路、消防庁舎周辺及び上記マグネットステッカー広報に協力頂く郵便局舎に防火のぼり旗を設置する。	通行人から来庁者、郵便局の利用者などに広く火災予防を呼びかける。
55 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	葛尾村立葛尾幼稚園の児童が作成したぬり絵展示	3月1日(日)～3月7日(土)	葛尾村	葛尾村Yショップやまさ	葛尾村立葛尾幼稚園の児童が作成したぬり絵および広報用広告を展示し、火災予防広報を行う。	店舗利用者に向けた掲示物を展示することにより、防火意識の高揚を図る。
56 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	北双葉防火3団体研修会	3月5日(木) 9:00～12:00	浪江町	浪江消防署、双葉地方危険物安全協会、双葉地方消防設備協会、双葉地方防火管理者協議会	双葉地方防火3団体の北双葉部の会員事業所を対象として防火に関する研修会を実施する。	防火に関する情報提供や住宅防火に関するお願い等の講話・各消防設備の取扱訓練を実施して防火意識の高揚を図る。
57 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 (0240-25-8523)	墓地看板設置による火災予防広報	3月中	浪江町、双葉町、葛尾村	浪江消防署、葛尾出張所	管内の共同墓地へ火災予防防火看板を設置し、防火意識の高揚を図る。	墓地の目立つ場所に看板を設置し、墓参者への防火意識の高揚を目的とする。

※ 回答様式は、必要に応じ行数、長さ、幅等を任意に変更してください。